



市章

# 大津市公報

令和3年4月1日  
号外(第23号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### ○ 企業局公告

- 公共下水道事業受益者負担金の令和3年度の賦課対象区域に関する公告…………… 1
- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始に関する公告…………… 2

## 企業局公告

### 公共下水道事業受益者負担金の令和3年度の賦課対象区域に関する公告

大津市公共下水道事業受益者負担金の令和3年度の賦課対象区域は、次のとおりである。

令和3年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

負担区の名称	賦課対象区域
小松負担区	南小松の一部、北比良の一部、南比良の一部
木戸負担区	大物の一部、荒川の一部、木戸の一部
和邇負担区	和邇北浜の一部、和邇高城の一部、和邇南浜の一部、和邇今宿の一部、小野の一部
湖西負担区	伊香立下在地町の一部、伊香立下龍華町の一部、真野一丁目の一部(17街区の一部、34街区の一部)、真野五丁目の一部(16街区の一部)、真野普門一丁目の一部(13街区の一部)、堅田一丁目の一部(5街区の一部、13街区の一部)、本堅田二丁目の一部(24街区の一部)、本堅田三丁目の一部(16街区の一部、17街区の一部)、本堅田四丁目の一部(21街区の一部、25街区の一部、27街区の一部)、本堅田六丁目の一部(2街区の一部、5街区の一部、6街区の一部、7街区の一部、8街区の一部、9街区の一部、15街区の一部、16街区の一部、17街区の一部、18街区の一部)、衣川一丁目の一部(27街区の一部、39街区の一部)、今堅田二丁目の一部(37街区の一部)、仰木三丁目の一部(11街区の一部、12街区の一部)、仰木四丁目の一部(23街区の一部)、雄琴四丁目の一部(5街区の一部、6街区の一部、8街区の一部)、雄琴五丁目の一部(4街区の一部、13街区の一部)、苗鹿二丁目の一部(16街区の一部)、坂本一丁目の一部(13街区の一部)、坂本二丁目の一部(6街区の一部、9街区の一部)、坂本三丁目の一部(5街区の一部、12街区の一部、13街区の一部、19街区の一部、20街区の一部、22街区の一部、23街区の一部、24街区の一部、25街区の一部、28街区の一部、29街区の一部)、坂本五丁目の一部(26街区の一部)、坂本六丁目の一部(22街区の一部、25街区の一部、29街区の一部)、坂本七丁目の一部(26街区の一部、27街区の一部、29街区の一部)、下阪本一丁目の一部(3街区の一部、22街区の一部)、下阪本二丁目の一部(25街区の一部)、下阪本三丁目の一部(12街区の一部、24街区の一部、29街区の一部)、下阪本五丁目の一部(5街区の一部、7街区の一部、16街区の一部、17街区の一部)、下阪本六丁目の一部(37街区の一部、46街区の一部)、比叡辻二丁目の一部(12街区の一部)、弥生町の一部(9街区の一部、10街区の一部)、唐崎一丁目の一部(12街区の一部、18街区の一部、25街区の一部)、唐崎三丁目の一部(19街区の一部、22街区の一部)、滋賀里三丁目の一部(14街区の一部、15街区の一部、29街区の一部)、滋賀里四丁目の一部(17街区の一部)、あかね町の一部(15街区の一部、16街区の一部)、見世一丁目の一部(11街区の一部、12街区の一部、16街区の一部)、際川二丁目の一部(26街区

	の一部)
皇子山負担区	南志賀二丁目の一部(1街区の一部)、南志賀三丁目の一部(5街区の一部、21街区の一部、22街区の一部)、錦織一丁目の一部(6街区の一部)、松山町の一部(6街区の一部)、皇子が丘二丁目の一部(6街区の一部)、比叡平一丁目の一部(39街区の一部)、比叡平二丁目の一部(29街区の一部)、比叡平三丁目の一部(27街区の一部、35街区の一部)
膳所負担区	木下町の一部(17街区の一部)
晴嵐・山手負担区	杉浦町の一部(6街区の一部)、美崎町の一部(15街区の一部)、若葉台の一部(5街区の一部)、国分二丁目の一部(5街区の一部)
湖南負担区	石山寺四丁目の一部(13街区の一部、22街区の一部)、大平二丁目の一部(3街区の一部、34街区の一部、35街区、36街区、37街区、38街区、39街区)、平津一丁目の一部(31街区の一部)、平津二丁目の一部(9街区の一部)、大石龍門五丁目の一部(13街区の一部、14街区の一部)、大石龍門六丁目の一部(7街区の一部)、大石東一丁目の一部(7街区の一部)、大石東六丁目の一部(9街区の一部)、里一丁目の一部(10街区の一部)、稲津一丁目の一部(1街区の一部、9街区の一部)、関津五丁目の一部(3街区の一部)、中野一丁目の一部(住居表示が実施されていない区域の一部)、瀬田二丁目の一部(9街区の一部、10街区の一部)、瀬田三丁目の一部(8街区の一部、40街区の一部)、瀬田五丁目の一部(14街区の一部、15街区の一部、17街区の一部)、神領二丁目の一部(20街区の一部、26街区の一部、36街区の一部、39街区の一部)、野郷原一丁目の一部(6街区の一部)、野郷原二丁目の一部(22街区の一部)、大江二丁目の一部(6街区の一部、10街区の一部)、大江三丁目の一部(24街区の一部)、大江五丁目の一部(13街区の一部、17街区の一部、33街区の一部)、大江六丁目の一部(2街区の一部、3街区の一部、34街区の一部、36街区の一部、37街区の一部)、大萱一丁目の一部(17街区の一部)、大萱四丁目の一部(2街区の一部、3街区の一部、4街区の一部、17街区の一部)、大萱五丁目の一部(25街区の一部)、大萱六丁目の一部(5街区の一部、12街区の一部)、大萱七丁目の一部(6街区の一部、24街区の一部)、大將軍一丁目の一部(10街区の一部、17街区の一部)、一里山四丁目の一部(2街区の一部)、一里山五丁目の一部(9街区の一部)、一里山六丁目の一部(17街区の一部)、月輪一丁目の一部(5街区の一部)、月輪三丁目の一部(3街区の一部、6街区の一部、32街区の一部、33街区の一部、58街区の一部)、月輪五丁目の一部(25街区の一部)

### 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始に関する公告

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、令和3年4月1日から同月15日まで大津市企業局施設部下水道施設課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

#### 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和3年4月1日

#### 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 大物の一部、木戸の一部、和邇北浜の一部、伊香立下在地町の一部、堅田一丁目の一部(13街区の一部)、本堅田三丁目の一部(16街区の一部、17街区の一部)、本堅田六丁目の一部(9街区の一部)、雄琴四丁目の一部(5街区の一部、6街区の一部、8街区の一部)、雄琴五丁目の一部(4街区の一部、5街区の一部、13街区の一部)、坂本三丁目の一部(20街区の一部、22街区の一部、24街区の一部、25街区の一部、28街区の一部、29街区の一部)、坂本六丁目の一部(29街区の一部)、坂本七丁目の一部(26街区の一部、27街区の一部、29街区の一部)、下阪本一丁目の一部(3街区の一部)、下阪本二丁目の一部(25街区の一部)、下阪本三丁目の一部(12街区の一部、24街区の一部、29街区の一部)、下阪本五丁目の一部(7街区の一部、

16街区の一部)、下阪本六丁目の一部(37街区の一部)、比叡辻二丁目の一部(12街区の一部)、弥生町の一部(9街区の一部、10街区の一部)、滋賀里四丁目の一部(17街区の一部)、あかね町の一部(15街区の一部)、見世一丁目の一部(15街区の一部、16街区の一部)

(2) 南志賀三丁目の一部(21街区の一部、22街区の一部)、錦織一丁目の一部(6街区の一部)、杉浦町の一部(6街区の一部)

(3) 大平二丁目の一部(3街区の一部、34街区の一部、35街区、36街区、37街区、38街区、39街区)、平津一丁目の一部(31街区の一部)、神領二丁目の一部(20街区の一部、21街区の一部)、大江二丁目の一部(6街区の一部、10街区の一部)、大江六丁目の一部(2街区の一部、3街区の一部、36街区の一部、37街区の一部)、大萱四丁目の一部(4街区の一部、17街区の一部)、月輪三丁目の一部(58街区の一部)、月輪五丁目の一部(25街区の一部)

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
03-01-5055-01	大物	大物
03-01-5055-02	大物	大物
03-01-5055-03	大物	大物
03-01-5055-04	大物	大物
03-01-5055-05	大物	大物
03-01-5055-06	大物	大物
03-01-5055-07	大物	大物
03-01-5053-01	木戸	木戸
03-01-5053-02	木戸	木戸
03-05-5036-01	和邇北浜	和邇北浜
03-13-1205-01	伊香立下在地町	山百合の丘
03-18-1411-01	堅田一丁目	堅田一丁目
03-16-1423-01	本堅田三丁目	本堅田三丁目
03-15-1426-01	本堅田六丁目	本堅田六丁目
03-19-2113-01	雄琴三丁目	雄琴三丁目
03-19-2114-01	雄琴四丁目	雄琴四丁目
03-19-2114-02	雄琴四丁目	雄琴四丁目
03-19-2114-03	雄琴四丁目	雄琴四丁目
03-19-2114-04	雄琴四丁目	雄琴四丁目
03-19-2114-05	雄琴四丁目	雄琴四丁目
03-19-2115-01	雄琴五丁目	雄琴五丁目
03-19-2115-02	雄琴五丁目	雄琴五丁目
03-19-2115-03	雄琴五丁目	雄琴五丁目
03-27-2253-01	坂本三丁目	坂本三丁目
03-27-2253-02	坂本三丁目	坂本三丁目
03-27-2253-03	坂本三丁目	坂本三丁目
03-27-2253-04	坂本三丁目	坂本三丁目
03-27-2256-01	坂本六丁目	坂本六丁目
03-27-2256-02	坂本六丁目	坂本六丁目
03-27-2256-03	坂本六丁目	坂本六丁目
03-27-2257-01	坂本七丁目	坂本七丁目
03-27-2257-02	坂本七丁目	坂本七丁目
03-27-2331-01	下阪本一丁目	下阪本一丁目
03-27-2331-02	下阪本一丁目	下阪本一丁目
03-27-2332-01	下阪本二丁目	下阪本二丁目
03-27-2333-01	下阪本三丁目	下阪本三丁目
03-27-2333-02	下阪本三丁目	下阪本三丁目
03-27-2333-03	下阪本三丁目	下阪本三丁目
03-27-2333-04	下阪本三丁目	下阪本三丁目
03-27-2333-05	下阪本三丁目	下阪本三丁目

03-27-2333-06	下阪本三丁目	下阪本三丁目
03-27-2333-07	下阪本三丁目	下阪本三丁目
03-27-2333-08	下阪本三丁目	下阪本三丁目
03-27-2335-01	下阪本五丁目	下阪本五丁目
03-27-2335-02	下阪本五丁目	下阪本五丁目
03-27-2336-01	下阪本六丁目	下阪本六丁目
03-24-2342-01	比叡辻二丁目	比叡辻二丁目
03-27-2320-01	弥生町	弥生町
03-27-2420-01	滋賀里四丁目	滋賀里四丁目
03-27-2432-01	あかね町	あかね町
03-27-2421-01	見世一丁目	見世一丁目
03-28-2414-01	南志賀三丁目	南志賀三丁目
03-28-2406-01	錦織一丁目	錦織一丁目
03-31-3011-01	杉浦町	杉浦町
03-35-3212-01	大平二丁目	大平二丁目
03-35-3212-02	大平二丁目	大平二丁目
03-35-3212-03	大平二丁目	大平二丁目
03-35-3212-04	大平二丁目	大平二丁目
03-35-3212-05	大平二丁目	大平二丁目
03-35-3212-06	大平二丁目	大平二丁目
03-35-3212-07	大平二丁目	大平二丁目
03-35-3212-08	大平二丁目	大平二丁目
03-35-3212-09	大平二丁目	大平二丁目
03-35-3221-01	平津一丁目	平津一丁目
03-42-4222-01	神領二丁目	神領二丁目
03-42-4222-02	神領二丁目	神領二丁目
03-42-4222-03	神領二丁目	神領二丁目
03-44-4232-01	大江二丁目	大江二丁目
03-44-4232-02	大江二丁目	大江二丁目
03-47-4232-01	大江二丁目	大江二丁目
03-47-4236-01	大江六丁目	大江六丁目
03-47-4236-02	大江六丁目	大江六丁目
03-47-4236-03	大江六丁目	大江六丁目
03-47-4236-04	大江六丁目	大江六丁目
03-47-4236-05	大江六丁目	大江六丁目
03-47-4244-01	大萱四丁目	大萱四丁目
03-47-4244-02	大萱四丁目	大萱四丁目
03-47-4244-03	大萱四丁目	大江一丁目
03-50-4259-01	月輪三丁目	月輪三丁目
03-50-4266-01	月輪五丁目	月輪五丁目

## 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

- (1) 第2項第1号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 大津市苗鹿三丁目1番1号  
名称 湖西浄化センター
- (2) 第2項第2号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 大津市由美浜1番1号  
名称 大津終末処理場
- (3) 第2項第3号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 草津市矢橋町2108番地  
名称 湖南中部浄化センター

5 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式